



雑草防除対策の新たな展開

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 評議員
 一般社団法人日本植物防疫協会 代表理事・理事長
 早川 泰弘

本年6月30日に農林水産省植物防疫課主催による「植物防疫の在り方に関する検討会」が、『植物防疫の在り方について(中間論点整理)』をとりまとめ、公表した。その内容は、検疫や国内防除における国内外の昨今の状況、さらには直近(5月12日)に同省が策定・公表した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、技術面のみならず政策面も含めて多岐にわたっており、意欲的なものである(詳細は農水省HP掲載「中間論点整理(植物防疫の在り方について)」参照)。筆者も検討員として参加する機会を得たので、本誌では、雑草対策に絞ってその内容とそれらをめぐる議論についてご紹介したい。

中間論点整理全体としては、(1)国内防除については、みどりの食料システム戦略で掲げられた「2050年までに農業の使用量をリスク換算ベースで50%削減」という目標を意識しつつ、①IPMのさらなる推進、②AI、ICT等の積極的な活用、③効果的な侵入警戒調査、④より迅速な緊急防除、(2)輸入検疫については、①中古農機等植物以外の物品の検査、②輸入携帯品に対する検査の実効性向上、③緊急的な水際強化措置の整備、(3)輸出検疫については、農産物等の輸出促進の取組強化を背景に、①第三者機関の活用も含めた検査の効率性向上、②検疫協議の迅速化、等が骨子となっている。

雑草については、本誌でも何回か取り上げられた外来雑草の問題、すなわち、輸入される牧草や飼料穀物に混入した外来雑草の種子が家畜排泄物由来堆肥等を通じて農地へ侵入・拡散し難防除雑草となり、農作物に大きな被害をもたらしている問題が取り上げられた。その原因は、雑草種子が水際で規制できていないためであり、制度的な問題点として、現行の植物防疫法では、「有害植物(定義:真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスであって、直接又は間接に有用な植物を害するもの)」に雑草が含まれていないことが指摘された。一方、主要国(米国、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、台湾)では、雑草(種子)も植物検疫の対象となっている。例を挙げると、日本から米国・カナダ向けに輸出した工業製品について、チガヤ等の雑草種子が付着していたとして、輸入差し止めや製品・コンテナの洗浄指示等がなされていることが、植物防疫所のHPで報告

されている。

国内防除においても、前述の理由から雑草防除が植物防疫法に規定されていないため、植物防疫の対象としての位置づけが弱い。特に県段階では、病害虫防除所が雑草防除を担当している県もあるが、多くの県では栽培部局等植物防疫以外の部局が担当しており、病害虫防除のように国・都道府県が一貫した体制の下に対応している状況にないことも指摘された。

以上を踏まえ、「中間論点整理」では、「4. 今後の対応方向」の章において、今後は雑草も病害虫と同等に取り扱っていくことが明確にされた。また、輸入検疫においてはさらに、「雑草種子の混入を水際で規制する実効性のある検査に向けたリスク分析手法の開発等を検討することが必要である」旨明記された。

今後の展開としては、「中間論点整理」の内容の実現を目指し、植物防疫法改正も含め各種対策が実施されていくこととなるが、その効果について筆者なりに考察してみたい。輸入検疫(水際措置)については、雑草(種子)が規制対象となることにより、牧草や飼料穀物の輸出国に輸出検疫の実施が義務づけられる。これにより、混入した雑草種子が我が国に入り込むリスクは確実に減少するだろう。もちろん、水際の混入雑草種子の検査はこれまで実施したことがないため、前述のリスク分析手法の早急な開発が必要となるが、この点については、既に実施している国の事例も参考にしつつ進めて欲しい。国内防除については、病害虫防除と雑草防除が一体的に実施されることとなり、そのために必要な都道府県における体制の整備が促され、これにより現場でより効果的かつ効果的な指導・対策が可能になるだろう。

今回の「中間論点整理」は、今後の雑草防除対策に向けた大きな第1歩になるものと筆者は確信している。新たな時代を迎えることとなる雑草防除に対する貴協会会員をはじめとした関係者の一層のご支援・ご協力を切に期待したい。